

尾道市公民館使用者心得

令和2年4月1日改正

1. 公民館使用申請書は、3日前（登録団体については使用前の月20日）までに必ず提出してください。未提出の場合は、他の使用を許可することがあります。
2. 使用時間中、使用室の管理責任は使用者が負うことになります。
3. 使用室、建物、設備及び備品などに損害を与えた場合は、速やかにその旨を公民館長に報告し、賠償及び事後処理をしてください。
4. 使用時間（準備・後片付けの時間を含む）を厳守してください。
5. 使用後は、整理整頓・清掃をし、戸締り、火気、電気及び水道などの始末をし、使用前の状態にしてください。
6. 使用後は、必ず公民館使用簿に記入してください。
7. その他職員の指示に従ってください。

■公民館敷地内は、禁煙です。

■館内での食事は、ご遠慮ください。

※ただし、昼食時間や夕食時間を挟む行事の場合は、弁当等の持ち込み等を認めることがありますので、あらかじめ館長の許可を得てください。

■館内での飲酒は、ご遠慮ください。

※ただし、敬老会などの特別な地域行事に伴う飲酒については、認めることがありますので、あらかじめ館長の許可を得てください。

(使用の制限について)

次の場合は、公民館の使用を許可しません。

1. 営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
3. 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること。
4. 飲食や飲酒を主目的として利用すること。
5. 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
6. その他公民館の管理上、支障があると認められるとき。